

右古より 公儀江被上候御城并御國絵図相改申通、如此御座候、以上、

延宝五年十一月廿一日

横山外記〔氏述〕（花押）

（文責 木越隆三）

(25) 寛文十一年 公儀江被上候絵図

一、金沢御城石垣損候所御窺絵図之写

壱 枚

〔右絵図之御書付〕

一、三之丸之内東南之間石垣、高式間半朱引之所惣間式拾八間四尺之内長七間、寛文十年十二月崩申候、件之ひ、き二而、右の方石垣長五間之所左の方石垣長九尺崩懸申候間、築直申度奉存候事、

一、二之丸之外、北西之間石垣高三間半長式間、寛文十一年正月崩申候、中石垣二而根石々下之土居迄四間半御座候、此土居も過半崩申候故、残石垣もくるひ申候間、石垣土居共ニ築直申度奉存候事、

以上

寛文十一年辛亥年六月十一日

松平加賀守

(26)

〔奉書之写〕

以上

金沢城二丸北西之間中石垣土居共崩候所、被築直之事并三丸東南之間石垣去年崩候所、左右之石垣崩懸付而、是又被築度之由、絵図之通得其意候、如元可有修補候、恐々謹言、

寛文十二亥  
六月十九日

稻葉美濃守

正則

板倉内膳正

重矩

土屋但馬守  
久世大和守  
廣之

数直

一、金沢御城石垣損候所御窺絵図之写

壱 枚

〔右絵図之御書付〕

一、三之丸之内東南之間石垣、高式間半朱引之所惣間式拾八間四尺之内長七間、寛文十年十二月崩申候、件之ひ、き二而、右の方石垣長五間之所左の方石垣長九尺崩懸申候間、築直申度奉存候事、

一、二之丸之外、北西之間石垣高三間半長式間、寛文十一年正月崩申候、中石垣二而根石々下之土居迄四間半御座候、此土居も過半崩申候故、残石垣もくるひ申候間、石垣土居共ニ築直申度奉存候事、

以上

寛文十一年辛亥年六月十一日

松平加賀守

(27)

右絵図、寛文十一年亥六月十一日板倉市正殿江津田半大夫為御使被遣、則御月番稻葉美濃守殿迄市正殿被仰入候處、右御伺之石垣破損之所如元御普請可被 仰付由、同年六月十九日之奉書一通、板倉市

正殿右同日本郷御屋敷江御持參ニ御座候、

松平加賀守殿

右絵図、寛文十一年亥六月十一日板倉市正殿江津田半大夫為御使被遣、則御月番稻葉美濃守殿迄市正殿被仰入候處、右御伺之石垣破損之所如元御普請可被 仰付由、同年六月十九日之奉書一通、板倉市

正殿右同日本郷御屋敷江御持參ニ御座候、

一、右被上候金沢御城絵図之写一通并奉書一通、江戸表御納戸土蔵

二御座候、

一、右絵図之写一通、奉書之写一通金沢薪丸御土蔵ニ有之候、寄合

所土蔵ニも同写御座候、

右之外

(三三)  
- 47 -

(26)

〔奉書之写〕

以上

一、白山論所之儀ニ付寛文六年  
横山外記江戸江為御使罷越刻  
岡田豊前守殿迄被遣白山之絵図

壱 枚

金沢城二丸北西之間中石垣土居共崩候所、被築直之事并三丸東南之間石垣去年崩候所、左右之石垣崩懸付而、是又被築度之由、絵図之通得其意候、如元可有修補候、恐々謹言、

寛文十二亥  
六月十九日

稻葉美濃守

正則

板倉内膳正

重矩

右絵図、豊前守殿迄外記持參、豊前守殿御請取、則御城江持參、御

老中江御渡之由御申候絵図故、此帳面ニ書載申候、

一、右絵図之写、江戸表御納戸土蔵ニ御座候、

一、右絵図之扣、金沢薪丸御土蔵ニ御座候、

右絵図、豊前守殿迄外記持參、豊前守殿御請取、則御城江持參、御

老中江御渡之由御申候絵図故、此帳面ニ書載申候、

一、右絵図之写、江戸表御納戸土蔵ニ御座候、

一、右絵図之扣、金沢薪丸御土蔵ニ御座候、

得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

一、小松御城并侍屋敷町屋敷共二一所二記申候絵図

壹枚

〔朱書〕  
「右絵図之御書付」

寛文七年  
五月廿八日

久世大和守

板倉内膳正

広之

土屋但馬守

重矩

稻葉美濃守

数直

正則

松平加賀守

加賀国小松之絵図

松平加賀守

(23)

松平加賀守殿

右絵図、寛文七年未五月廿六日、岡田<sup>(義政)</sup>前守殿江御渡、御月番久世

大和守殿迄被 仰遣候處、右御伺石垣損候所、如元御普請可被 仰  
付旨、同年五月廿八日之奉書一通、大和守殿<sup>△</sup>御屋敷迄為持被指越候、

手紙被遣候處、其御返事御座候、

一、右 公儀江被上候金沢之絵図写一通、小松之絵図写一通江戸表  
御納戸土蔵<sup>△</sup>御座候、

但此絵図<sup>△</sup>ハ御城外町屋敷、正保四と替り申所、為可入 御覽彩御座  
候、其外ハ上り絵図<sup>△</sup>違無御座候、江戸<sup>△</sup>而ハ右之絵図扣<sup>△</sup>用御座候、

一、右絵図写一通、奉書之写一通、金沢薪丸御土蔵<sup>△</sup>有之候、寄合  
所土蔵<sup>△</sup>も同写御座候、

寛文八年 公儀江被上候絵図

壹枚

(24)

〔朱書〕  
「右絵図之御書付」

加賀国金沢之絵図

松平加賀守

一、金沢御城并侍屋敷町屋敷共二一所二記申候絵図

壹枚

一、三之丸北方橋爪石垣、長三十七間之内式拾式間、高九尺石口ひら  
き押出、水出候者崩可申躰御座候、

表書絵図之通、当五月依地震石垣破損之所、連々を以如前々普請申付  
度奉存候、以上、

寛文式年壬寅六月廿六日

(前田綱紀)  
松平加賀守

〔奉書之写〕  
〔朱書〕

小松城本丸西之方石垣壺ヶ所、西角より北方石垣壺ヶ所、南之方石  
垣式ヶ所、同方升形石垣壺ヶ所、北方石垣之内西東角式ヶ所、東

より南方折廻石垣壺ヶ所、南方より東方折廻石垣壺ヶ所、二丸南方橋  
台石垣壺ヶ所、東方石垣壺ヶ所、同所外頬南方升形石垣壺ヶ所、  
三丸北方橋爪石垣壺ヶ所、去頃地震之節就破損、修復有之度旨絵  
図之通得其意候、以連々如元普請尤存候、恐々謹言、

寛文式年  
六月廿九日

稻葉美濃守  
正則

阿部豊後守  
忠秋

酒井雅楽頭  
忠清

松平加賀守殿  
(前田綱紀)

〔奉書之写〕  
〔朱書〕

以上

(20) 右金沢・小松両御城之絵図、寛文式年寅六月廿六日御月番稻葉美濃

守殿迄、前田(孝貞)対馬為御使持參仕上之申候、右御伺両御城石垣損候所、

修復以連々如元御普請可被 仰付旨、同年六月廿九日之奉書式通、

稻葉美濃守殿於御宅、同年七月朔日前田対馬ニ被相渡候、  
(平出)

一、右被上候金沢・小松両所絵図之写式枚并奉書式通、江戸表御納戸

土藏ニ御座候、

一、右両所絵図之写二通奉書之写式通、金沢薪丸御土藏有之候、寄合

所土藏ニも同写御座候、

寛文七年 公儀江被上候絵図

壺一枚

〔奉書〕  
〔右絵図之御書付〕。以下は、絵図原本による。

加州金沢城ニ之丸北之方石垣、去年午五月霖雨之時分、高五間、  
長サ折廻八拾七間之内拾六間崩申候、其つゝきの石垣、何茂いた(之れも)  
ミ可崩躰ニ候間、右八拾七間之所築直申度奉存候、此外者寛文二  
年絵図ニ記差上之奉書被下候分、修復いまた出来不申所御座候、

是又連々普請可申付候、以上、

寛文七丁未年五月十一日  
松平加賀守 御判

〔奉書之写〕  
〔朱書〕

以上

(22) 金沢城ニ丸北方石垣崩候所并左右破損之所被築直度之由、絵図之通

一、同所南方しのき角石垣高拾四間下式本目より式拾九本目迄之内九本、跡々おれ申と相見、折口古ク御座候、其上今度之地震ニ石垣いたミ申候、

表書絵図之通、石垣破損并築さしの所、連々を以如前々普請申付度奉存候、以上、

寛文式壬寅年六月廿六日

〔奉書之写〕

〔前田綱紀〕  
松平加賀守

〔朱書〕

金沢城二丸北土橋門脇之石垣壱ヶ所、同所門脇左方石垣壱ヶ所、同所土留石垣壱ヶ所、此三ヶ所者破損付而、先年奉書雖被取置候、普請相延由之事、本丸西之石垣壱ヶ所、玉泉院丸北之石垣壱ヶ所、三丸南門脇石垣壱ヶ所破損事、此外去頃地震付而本丸南方石垣壱ヶ所、同所南方櫓下石垣壱ヶ所、西方石垣壱ヶ所、南方外類石垣壱ヶ所、同所櫓台石垣壱ヶ所、本丸櫓下石垣壱ヶ所、南方角櫓下石垣壱ヶ所、同南方角石垣壱ヶ所、二丸北方外類土居壱ヶ所破損事、右之所々修復被有之度由、絵図之通得其意候、以連々如元普請尤候、恐々謹言、

寛文式寅  
六月廿九日

稻葉美濃守

正則

阿部豊後守

忠秋

酒井雅楽頭

忠清

(18) 一、小松御城石垣損候所御伺之絵図

壹枚

〔朱書〕  
「右絵図之御書付」

加州小松城地石垣破損之観

一、本丸西方石垣長七間半、高三間式尺押出申候、

一、同所西角より北方石垣長七間、高三間式尺、石口ひらき押出、水出候者崩可申躰御座候、

一、同所南方石垣長六間、高三間石口ひらき申候、

一、同所南石垣長五間、高三間石口ひらき押出申候、

一、同所南方石垣升形幅四間半、高九尺石口ひらき、くひ違申候、

一、同所北方石垣高式間、長拾六間四尺之内西東之角二ヶ所ニテ長八間石口ひらき押出申候、

一、同所東方より南方江折廻石垣長拾六間、高式間角石共ニ押出、石口くひ違、水出候者崩可申躰御座候、

一、同所南方より東方江折廻石垣長拾四間半、高式間、角石共ニ押出、石口くひ違地形われ申候、水出候者、崩可申躰御座候、

一、二之丸南方橋台高九尺、角石より三ツ目三本押出、石口ひらき申候、同所東方石垣長四間半、高三間押出、石くるひ申候、

一、同所外かは南方石垣、升形幅式間半、長六間四尺、高壱丈五寸根石くるひ石口ひらき申候、

〔前田綱紀〕  
松平加賀守殿

守殿迄被上置候趣も御書載被成候、

一、右絵図写、金沢并江戸御土蔵ニも無御座候、伊豆守殿江信齋持參仕節、寺岡与兵衛手前ニ写置候故、其絵図を以今般写、金沢薪丸御土蔵江一通、寄合所土蔵江も一通入置申候、

(16) 寛文式年 公儀江被上候絵図

一、金沢御城石垣損候所御伺之絵図

壹枚

〔朱書〕  
右絵図之御書付

加州金沢城石垣破損之覚。以下は、絵図原本による。

一、二之丸北土橋門脇右之方石垣、惣高式間長八間、上石二篇崩申候、  
寛永八年得上意、石垣申付候處、小石ニ而ひかへ短ク御座候付、  
翌年之春大風ニ而屏共ニ崩申候、其以後不申上、其併ニ而差置申候、  
一、同所門脇左横は、六尺、長四間式尺、高式間、折廻長式拾四間、  
高堀底より七間三尺、右同時得上意、普請仕候處、小石故崩、其併  
指置申候、

一、同所土留石垣築さし、長三拾間、高三間、右同時得上意、石集  
置候得共あなたこなた相延、爾今普請不申付候三ヶ所普請之義に付  
而酒井雅樂頭殿・土井大炊頭殿・酒井讚岐守殿・永井信濃守殿一紙  
奉書、去春松平伊豆守殿迄上申候、

一、本丸西之石垣崩口、上二而七間、下二而九間、高拾間、中納言隠居  
以後、承応式年八月七日風雨強ク大松二本根こけ、下江落、其節崩  
以後、承応式年八月七日風雨強ク大松二本根こけ、下江落、其節崩

申候、本丸より西江地形次第ニ事之外ひきく御座候故、年々水入くつ  
ろき候躰ニ御座候、

一、玉泉院丸北之石垣、崩口拾六間、高四間、中納言隠居以後、土蔵  
造候刻、地かち仕候ヘハ、其ひ、きにて崩申候、地本悪敷連々石垣  
くつろき申と相見申候、

一、三之丸南之門脇石垣、長式間式尺五寸、は、式間、高九尺五寸石  
垣さかり、石口ひらきゆかミ申候、

当五月 依地震石垣破損之覚

一、本丸南石垣角より八九間、西平均石三間程下、六尺四方程はらミ申候、

一、同所南方櫓下石垣九尺四方程はらミ申候、

一、本丸与二之丸之間石垣、高七間四尺、長八間崩申候、

一、同所西之方石垣、高三間半、長拾五間式尺石口ひらき押出、追付

崩可申躰ニ御座候、

一、本丸南方外かは石垣、高八間、長七間半、角之平均より六七尺下角

脇石式ツ押出、其つ、き石くるひ、追付崩可申躰ニ御座候、

一、同所外かは櫓台石垣、高八間、長拾三間崩申候、

一、二之丸北方外かは土居、堀底より高八間、長五間屏共ニ崩申候、

一、本丸櫓下石垣高拾五間、角石数三拾五本之内三本跡々おれ申と相見、  
折口古ク御座候、其上今度之地震ニ地形われ、石垣弥いたミ申候、

一、同所南方しのき角櫓下石垣高拾四間下四本目より三拾六本目迄之内、  
角石拾本跡々おれ申と相見、折口古ク御座候、其上今度之地震ニ石  
垣いたミ申候、

〔前田利常〕

〔元〕

〔利勝〕

〔忠勝〕

〔尚政〕

〔寛永八年〕

〔利常〕

〔忠勝〕

〔尚政〕

〔寛永八年〕

〔利常〕</p

(中略) ○「正保四年慶安式年 公儀江被上候御國絵図」の目録および提出事情、所蔵についての記述は略した。

(12) 万治式年・同三年御国江御越候御目付衆江被遣候絵図

一、金沢御城之絵図

(貴成)

壱 枚

右御城之絵図万治式年石川弥左衛門殿・内藤新五郎殿、万治三年渡部筑後守殿・能勢治左衛門殿御請取候、

一、右両度同絵図ニ付扣一通ニ而用、江戸表御納戸土蔵ニ御座候、

一、右絵図写、金沢薪丸御土蔵ニ一通并寄合所土蔵ニ一通御座候、

万治四年 公儀江被上候絵図

一、金沢御城石垣損候所御伺之絵図

壱 枚

但、此絵図ハ寛永八年御城御作事被成候所土留石垣、芳春院様丸との間之石垣并北江明候御門脇石垣等之儀、同年九月朔日奉書有之分、至当御代万治四年ニ被 仰上絵図ニ御座候、

〔朱書〕  
「右絵図之御書付」

(14)

加州金沢城石垣破損之覚

万治四年  
正月十六日

〔前田利常〕  
松平加賀守 御判

一、二之丸北土橋門脇右之方石垣、惣高式間長八間上石二篇崩申候、寛永八年得 上意、石垣申付候処、小石ニ而ひかヘ短ク御座候付、翌年之春大風ニ而壊共ニ崩申候、其以後不申上、其併ニ而指置申候、

一、同所門之脇左横幅六尺、長四間式尺高サ式間折廻長式拾四間、高サ堀底タ七間三尺、右同時得 上意普請仕候処、小石故崩、其併指置申候、

一、同所土留石垣築さし長三拾間高サ三間、右同時得 上意、石集置候得共あなたこなた相延、尔今普請不申付候三ヶ所普請之儀付而酒

井雅樂頭殿・土井大炊頭殿・酒井讚岐守殿・永井信濃守殿一紙奉書  
〔忠勝〕  
〔尚政〕  
〔前田利常〕  
〔中世〕

御座候、

一、本丸西之石垣崩口、上ニ而七間、下ニ而九間、高サ拾間、中納言隱居以後、承応二年八月七日風雨つよく大松ニ一本根こけ下江落、其節崩申候、本丸タ西江地形次第ニ事之外ひきく御座候故、年々水入くつろき候躰之旨申候、

一、玉泉院丸北之石垣崩口拾六間高サ四間、中納言隱居以後土蔵造候刻、地かち仕候ヘハ、其ひ、きにて崩申候、地本悪敷連々石垣くつろき申と相見ニ候由申候、

一、三之丸南之門脇石垣長式間式尺五寸、幅式間高サ九尺五寸石垣さかり、石口ひらきゆかミ申候、築直し申度奉存候、

右連々を以修理申付度奉存候、以上、

〔朱書〕  
「万治四年ニ年号改元寛文元年ニ替り申候故絵図御書付  
年号と伊豆守殿江信齋右絵図持參仕年号と違申と奉存候」

〔信綱〕  
右絵図、寛文元年丑正月十八日松平伊豆守殿江今枝信齋罷越相伺、

翌十九日伊豆守殿家来齊藤市左衛門・小畠助左衛門迄相渡申候、此段寺岡与兵衛手前覚書御座候、

一、右絵図、伊豆守殿御留置、翌年御死去、埒明不申候付、寛文式年重而絵図を以被 仰上候、且又、右寛永八年九月朔日之奉書、伊豆

（寛永八年）  
拾月四日

永井信濃守 尚政

酒井讚岐守 忠勝

土井大炊頭 利勝

酒井雅楽頭 忠世

加賀  
（前田利常）  
中納言殿

參尊報

右石垣修復之儀、奉書之写并御願之通被 仰出候 付御札被 仰上

候時分之奉書、本紙ハ金沢薪丸御土藏ニ御座候、

（10）  
右石垣修復可被 仰付由奉書之本紙無御座候、子細ハ寛文元年丑

正月十九日松平伊豆守殿江今枝信斎上置申候、翌年伊豆守殿御死去、

右之奉書何方ニ被指置候哉、御返無之故、写計御座候、委細寺岡与

兵衛手前ニ覺書仕置申候、

右御先代、御城石垣損候所御伺、奉書御座候分如此ニ御座候、

正保四年 公儀江被上候絵図

壹 枚

（朱書）  
「右絵図之御書付」

加賀国金沢絵図

（前田綱紀）  
松平犬千代居城

座候、

一、右四ヶ所絵図之写四通、江戸表御納戸土藏ニ御座候、

一、右四ヶ所絵図之写四通、金沢薪丸御土藏并寄合所土藏ニも四通御

一、正保四年小松御城并侍屋敷町屋敷一所ニ記申絵図 壱 枚

（朱書）  
「右絵図之御書付」

加賀国小松絵図

（朱書）  
「但如此計ニ而 御名ハ無御座候」

一、正保四年富山御城并侍屋敷町屋敷一所ニ記申絵図 壱 枚

（朱書）  
「右絵図之御書付」

越中国富山古城絵図松平肥前守

（前田利常）  
領分之内

（前田利次）  
松平淡路守当分罷有

一、正保四年大正持御城并侍屋敷町屋敷一所ニ記申絵図 壱 枚

（朱書）  
「右絵図之御書付」

（前田利治）  
松平飛驒守居所

加賀国大正持絵図

右金沢・小松・富山・大正持四ヶ所之絵図四通、正保四年亥十二月十六日井上筑後守殿家来惣山市丞方江佐分儀兵衛相渡申候由、其節絵図御奉行森川伊織、絵図箱入目録記置申候、

但、右之時分井上筑後守殿御大目付ニ而、絵図之儀御裁許、御城絵図・御国絵図共ニ筑後守殿より申来候、其故筑後守殿御家来惣山市丞絵図請取申候と相見申候、右之節筑後守殿より絵図之儀申来候趣、江戸表御納戸土藏絵図箱之内并当地御算用場ニも覺書御座候、

一、右四ヶ所絵図之扣四通、江戸表御納戸土藏ニ御座候、

一、右四ヶ所絵図之写四通、金沢薪丸御土藏并寄合所土藏ニも四通御

可被申付之旨 上意候間、可被為得其意候、恐々謹言、

寛永八未

六月六日

永井信濃守 尚政

酒井讚岐守 忠勝

土井大炊頭 利勝

酒井雅樂頭 忠世

加賀(前田利常)  
中納言殿

(6)  
以上

御札致拝見候、御居城二丸御作事ニ付、御普請有度所、以絵図被仰

上候之処、則普請被有之候之様ニと 上意之儀御満足之旨被差進使

者候、右之趣具達 高聞候之処、御念之入候段御機嫌ニ御座候、恐  
惶謹言、

(寛永八年)  
六月廿九日

永井信濃守 尚政

酒井讚岐守 忠勝

土井大炊頭 利勝

酒井雅樂頭 忠世

加賀(前田利常)  
中納言殿

御報

右兩通之本紙、金沢薪丸御土藏ニ御座候、

(7) 一、金沢御城御作事被成候所、土留石垣、芳春院様丸との間之石垣並

北江明候御門脇石垣等之儀、寛永八年絵図を以被 仰上候御様子ニ而、

右御願之通可被 仰付由、寛永八年九月朔日之奉書写一通并右御礼  
被 仰上候時分之奉書、此紙面ニ書写上之申候、右絵図之扣御土藏  
其外尋候へ共相見ニ不申候、

〔奉書之写〕

今度御作事被有之候所、土留之石垣、芳珠院丸との間之石垣、北江  
明候門脇石垣等事、如絵図遂披露候処、普請可被申付之旨 御意候、  
可被成其御心得候、恐々謹言、

寛永八未  
九月朔日

永井信濃守

酒井讚岐守

土井大炊頭

酒井雅樂頭

加賀(前田利常)  
中納言殿

人々御中

以上

尊札致拝見候、今度御居城普請之儀 上意之趣申入候之処、御満足  
ニ思召、為御札被差進使節候、御念之入候通具可達 上聞候、委曲  
御使者可為演説候、恐惶謹言、

(8)

〔表紙〕  
「古ヨリ  
公儀江被上候御城絵図御国絵図改申品々之帳」

覚

(1) 一、金沢御城御本丸狭御座候付、西北之丸を御本丸江御取込被成度思

召之旨、元和七年絵図を以被仰上候御様子ニ而右御願之通可被仰付由、元和七年二月七日之奉書壹通并土井大炊助殿・本多上野介殿々之御状と兩通御座候、右之節絵図之写御土蔵共外隨分相尋候利勝 正純

(2) へ共見へ不申候  
右両通此紙面二書写上之申候  
奉書之写  
朱書

以  
上

一筆申入候、仍金沢御城本丸狹御座候付、西北之丸を御本丸江御取  
込被成度之様ニ承候、以絵図披露仕候之処、一段御尤ニ被思召、  
右之御普請急度可被仰付之旨、御意候之間、可被為得其意候、恐々  
謹言、

元和七  
二月七日

安藤対馬守  
土井大炊助  
重信  
本多上野介  
利勝  
酒井雅楽頭  
忠世  
正純

（前田利光）  
松平筑前守殿

人々御中

(5)

以  
上

今度御居城、依火事、一二三之丸ひとつニ被成、御作事可有之ニ付而芳春院丸西之堀被成御掘度之旨被仰上候、如繪図遂披露候之処、早々

(3) 〔朱書〕  
「土井大炊助殿  
本多上野介殿  
御返札之写

以  
上

貴札致拝見候、仍金沢御城内、今度御普請被成度付、森權太夫祐知被為差越候、達上聞候之処、御使者權太夫、御前被召出、御普請之様子被仰付候、就夫御諂之趣、酒井雅樂頭・安藤対馬守・我等共以連署申入候、委細御使者可被申候、恐々謹言、

二月七日

土井大炊助  
本多上野介  
利勝  
正純

加賀  
(前田利光)  
宰相殿  
御報

右奉書之本紙并添狀之本紙、金沢薪丸御土藏二御座候、  
、金尺御城先年衣火事、二三之九二所二坡或御年事其

(4)  
金沢御城先年依火事  
院様丸西之方之堀為御掘被成度之旨、寛永八年以繪図被  
仰上御様  
子二而、右御願之通可被仰付由、寛永八年未六月六日之奉書一通并右  
御札被  
仰上候時分之奉書共二両通御座候、就夫、右之節繪図之扣  
御土藏其外尋申候へ共、相見二不申候、右両通此紙面二書写上之申  
候、  
(朱書)

## 【資料紹介】

### 「古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改申品々之帳」

#### 凡例

一、ここで紹介する史料は、金沢市立玉川図書館近世史料館の加越能文庫に所蔵される延宝五年横山外記氏従著「公儀へ被上候御城并御国絵図品々帳」全四冊（一六・二〇一七五）のうち、第一分冊の「古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改申品々之帳」である。他の三冊は、

②「御城并御国絵図公儀へ被上候写其外品々絵図江戸表御納戸土蔵ニ有之分之帳」

③「同金沢薪丸土蔵ニ在之分之帳」

④「同御算用場土蔵御土蔵ニ有之分之帳」

という表題をもち、それぞれ江戸屋敷・金沢城薪丸土蔵・金沢城算用場土蔵に保管されていた加賀藩領城絵図・国絵図の調査記録である。いずれも延宝五年当時、藩が所有していた幕府上程用の控絵図や写図の保管状況を調べた重要資料であるが、今回は紹介できなかつた。

一、翻刻にあたり原文の趣旨をそこなわない範囲において、次の原則によつて表記を統一した。

(1)字体は常用漢字を原則としたが、而・茂・江・者・与などの変体仮名や々などの合字はそのままとし、正字・旧字の一部についてそのままにしたものがある。

(2)朱書された部分や表紙については「」を付し、右肩に（朱書）（表紙）と注記した。

(3)表敬の欠字・平出については、一字あけ、平出についてのみ右傍に（平出）と注記した。

(4)編者の付した傍注には（ ）を付し、校訂箇所は「」で示した。

(5)本文の(16)の絵図書付については、金沢大学附属図書館所蔵絵図（尊経閣所蔵図写）によって原文を示し、「古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改候品々之帳」の表記と異なる部分についてのみ右傍に「」で異同を示した。